

# 天草市立五和中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめもこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ問題の基本的考え方

### (1) いじめとは

「五和中学校の生徒に対して、本校に在籍している一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの特質

- ① いじめは、目に見えにくいもの
- ② いじめは、人に相談しにくいもの
- ③ いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得るもの
- ④ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪に当たるものまで、多種・多様なもの
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- ⑥ いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わるもの

### (3) いじめの種類 (文部科学省による分類)

- ① ひやかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視 【仲間はずし】
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 【暴力】
- ⑤ 金品をたかられる 【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、こわされたり、捨てられたりする 【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑨ その他

## 3 いじめを未然に防止するために

### (1) 生徒に対して

- ① 「居場所」と「つながり」のある学校・学級づくり  
集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりに努める。
- ② 「規範意識の向上」  
規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底を図る。
- ③ 「わかる授業づくり」と学習の「基礎・基本の定着」  
わかる授業を行い、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ④ 「生命」や「人権」を大切にしている指導  
道徳授業の充実を図るとともに学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等を充実させる。  
本校教職員が人権感覚を磨き、常に自らの指導姿勢を見直す。
- ⑤ 「情報モラル」の育成  
最近のいじめ問題には携帯電話・スマートフォンやパソコンを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に対して学級通信や講演会、懇談会等を通して積極的に啓発し、情報モラルを向上させる。

## (2) 学校全体として

「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で

「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

- ① いじめに取り組む方針の明確化
  - ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明（全校集会、通信、懇談会等を利用して）
- ② 全職員の危機意識の向上
  - ・アンテナを高く張り、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員
  - ・高い人権感覚を身につけた職員
- ③ 気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団
  - ・日常的な情報共有
  - ・担任だけでなく、学年を中心に複数教員での把握、指導
  - ・気になることの迅速な情報共有

## (3) 保護者・地域に対して

- ① 必要に応じ、いじめの情報を提供することで複数の大人による見守りの実施。
  - ・生徒が発するサインに気づいたら、電話や面談等で速やかに担任、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「子どものサイン発見チェックリスト」を配布し、いじめ防止に対する意識の高揚を図るとともに、情報提供をお願いする。
- ③ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、懇談会、PTA役員会、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 4 いじめを早期に発見するために

### (1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

- ・小さいいじめを見逃さないきめ細かい情報交換
- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員、学習指導補助教員等と協力体制の整備
- ・全職員(事務職員や主事も含め)での情報把握

### (2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ・生徒の立場に立った人間味のある温かい指導
- ・生徒一人一人との触れ合い
- ・自分や仲間のよさを伝え合い、互いの存在を認め合う指導

### (3) アンケート等の効果的な実施

- ・年間を通じた計画的なアンケートの実施
- ・教育相談週間(年3回)を設置し、生徒一人一人と個別の面談を実施
- ・保護者との丁寧な連絡、連携、協力依頼

## 5 いじめの早期解決のために

早目の対応、確実な対応、親身な対応

抱え込まない対応(自分で解決できると過信しない)

### (1) 情報のキャッチ

- ・5W「いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ」1H「どのように」が時系列になるように、複数の教員で同時確認
- ・双方から話を聞くときは慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理

### (2) 管理職への報告

- ・どのケースも緊急事態の意識を持ち、報告を最優先
- ・管理職へ報告
- ・情報提供者への配慮

### (3) 対応体制の確立

- ・校長(教頭・生徒指導主事)を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立
- ・事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実つかみ

#### (4) 事実関係の把握

- ・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認
- ・被害者・加害者・関係者(傍観・観衆者)を個別に同時進行で事情聴取
- ・聞き取りの中で随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握

#### (5) 対応方針の決定

- ・被害者の安全や保護を最優先し、緊急度を確認
- ・いつ・誰が・どのように対応するのかを決定。全職員に周知し、迅速に対応

### 6 校内体制について

#### (1) いじめ・不登校委員会の設置

##### 校長【総責任者】・教頭

- ①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面談(必要な場合)
- ⑤外部機関との連携 ⑥マスコミ対応

##### 生徒指導主事

- ①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③生徒指導(事情聴取・説諭) ④保護者面接(必要に応じて)

##### 学年主任

- ①担任のフォロー ②生徒指導(事情聴取・説諭) ③保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ④保護者面接 ⑤アフターフォロー(学年全体への指導)

##### 担任

- ①いじめ早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒指導(事情聴取・説諭) ④保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ⑤保護者面接 ⑥アフターフォロー

##### 養護教諭

- ①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供

##### 心の教室相談員等

- ①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②生徒の状態把握と情報提供

#### (2) 委員会の役割

- ・本校で生じた「いじめ問題」への対応協議
- ・本校における「いじめ防止等の取り組みに関すること」や保護者への「いじめ防止啓発等」に関すること
- ・生徒の日常生活を複数の目で把握することで、「いじめの芽」の早期発見

#### (3) いじめへの対応

- ・いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会の招集
- ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始
- ・担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応
- ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導

#### (4) 校内研修の計画・実施

- ・教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施

### 7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

#### (1) 天草市教育委員会との連携

- ・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に連絡・連携を図りながら迅速に対応
- ・いじめが長期化している場合は、経過を報告し、支援を依頼

#### (2) スクールカウンセラー・心の教室相談員との連携

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの悩みや不安等の相談
- ・保護者の相談・カウンセリングの実施
- ・対策委員会への助言と支援
- ・外部機関とのパイプ役

#### (3) 医療機関・子ども相談センター・市福祉課・主任児童委員との連携

- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては、様々な連携機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼
- ・他機関と継続的に連携しながら問題を解決

#### (4) 警察署との連携

- ・犯罪性が高いいじめについては、警察と連携して対応
- ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底